

現代の踏み絵

君が代訴訟最高裁判決を分析する

日時 2012年2月25日(土)午後1時30分(開場:午後1時15分 終了予定:午後4時30分)

場所 東京八重洲ホール (東京都中央区日本橋3-4-13 新第一ビル)

講師・パネリスト 西原博史氏 (早稲田大学社会科学研究所総合学術院教授)

パネリスト 河原井純子氏 (2012年1月16日最高裁判決で逆転勝訴した原告)

戸田綾美氏 (上記原告訴訟代理人・弁護士)

コーディネーター 藤原家康 (JCLU事務局長・弁護士)

※会費無料・申込み不要

昨今、日の丸君が代に関する訴訟(公立学校の教職員が起立斉唱の職務命令に従わなかったことによる懲戒処分取消等を求める訴訟)の最高裁判決が、相次いで出されています。2011年の一連の最高裁判決では多数意見では懲戒処分が合憲とされましたが、多数意見の中でも、慎重な取り扱いをすべき、という旨の判示がなされ、また、反対意見も出されました。

そして、2012年1月16日の2つの最高裁第一小法廷判決は、多数意見は、減給処分、一部の停職処分は重過ぎて著しく妥当性を欠き違法であるとしましたが、一部の停職処分や、戒告処分は裁量権の範囲内であり適法としました。他方、全て裁量権の範囲外であり違法であるとする反対意見も出されました。

さらに、日の丸君が代に関する大阪における条例制定も、昨年来、具体的に進行してきています。

JCLUは、2011年9月、大阪における教育基本条例、教員基本条例は憲法その他の法令に反するものであり、制定されるべきではない旨の声明を発表しましたが、今回のシンポを通じて、上記各々の最高裁判決を分析し、この問題の掘り下げた検討をさらに進めたいと思います。

久保田メモリアルシンポジウムとは…

1980年代に国連人権担当官として活躍され、1989年6月27日に独立間もないナミビアで選挙監視活動に従事しているさなか、交通事故で殉職された久保田洋氏を顕彰して開催してきたシンポジウムです。

国連の人権活動と日本における国際人権法学の発展に力を尽くされた久保田氏の遺志を受け継ぎ、日本内外における人権の伸長と保護を願って、今年も開催致します。



<アクセス>

東京駅八重洲中央口より徒歩約3分

銀座線日本橋駅・京橋駅より徒歩約3分

東西線日本橋駅より徒歩約7分

※八重洲地下街をご利用の場合、八重洲地下1番通り 22番出口

主催・問合せ◆(社)自由人権協会(JCLU)

〒105-0002 東京都港区愛宕1-6-7 愛宕山弁護士ビル306号

TEL:03-3437-5466/FAX:03-3578-6687

<http://www.jclu.org/> e-mail jclu@jclu.org

Facebook www.facebook.com/japancivillibertiesunion

Twitter @JCLUsecretariat

